

## 平成22年度常任幹事会配布資料リスト

- (資料 1) 常任幹事・役員名簿（平成22・23年度）
- (資料 2) 代議員名簿（平成22・23年度）
- (資料 3) 機関幹事名簿（平成22・23年度）
- (資料 4) (社) 日本家政学会中国・四国支部規約新旧対照表
- (資料 5) (社) 日本家政学会中国・四国支部内規
- (資料 6) (社) 日本家政学会中国・四国支部理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ
- (資料 7) (社) 日本家政学会中国・四国支部代議員候補者選出方法に関する申し合わせ
- (資料 8) 支部総会・研究発表会担当校一覧表
- (資料 9) 支部総会・研究発表会担当県一覧表
- (資料10) 支部総会・研究発表会担当県の割当方式
- (資料11) H26以降の支部総会・研究発表会担当県の割当方式事務局案
- (資料12) 支部大会の参加条件について

## (社)日本家政学会中国・四国支部平成22・23年度支部役員名簿

資料1

役職名	県名	氏名	E-mail	Tel	勤務先	勤務先住所
支部長	—	平田道憲			広島大学大学院教育学研究科	〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1-1
常任幹事	鳥取	野津和功			鳥取短期大学	〒682-8555 倉吉市福庭854
	島根	磯部美津子			島根県立大学短期大学部	〒690-0044 松江市浜乃木7-24-2
	山口	島田和子			山口県立大学	〒753-8502 山口市桜島3-2-1
	広島	大下市子			安田女子大学	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1
		望月てる代			広島大学大学院教育学研究科	〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1-1
	岡山	河田哲典			岡山大学大学院教育学研究科	〒700-8530 岡山市津島中3-1-1
		菊永茂司			ノートルダム清心女子大学	〒700-8516 岡山市北区伊福町2-16-9
	香川	能登原英代			香川短期大学	〒769-0201 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地
	愛媛	曲田清維			愛媛大学教育学部	〒790-8577 松山市文京町3番
	高知	川口順子			高知女子大学生生活科学部	〒780-8515 高知市永国寺町5-15
徳島	松下純子			徳島文理大学	〒770-8514 徳島市山城町西浜傍示	

役職名	氏名	所属	E-mail
監事	杉山寿美	県立広島大学	
	今川真治	広島大学	

会計幹事	横田明子	広島大学	
庶務幹事	木下瑞穂	広島大学	

## 資料2

### (社) 日本家政学会中国・四国支部代議員名簿 (平成22・23年度)

氏名	勤務先	県名
	住所	
	TEL・FAX	
	E-mail	
加藤みゆき	香川大学教育学部	香川
	〒760-8522 高松市幸町1-1	
	TEL・FAX 087-832-1513	
	E-mail	
金子省子	愛媛大学教育学部	愛媛
	〒790-8577 松山市文京町3番	
	TEL・FAX 089-927-9503	
	E-mail	
楠 幹江	安田女子大学	広島
	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1	
	TEL 082-878-9474 FAX 082-878-9534	
	E-mail	
高橋哲也	島根大学教育学部	島根
	〒690-8504 松江市西川津町1060	
	TEL・FAX 0852-32-6350	
	E-mail	
福井典代	鳴門教育大学学校教育学部	徳島
	〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748	
	TEL・FAX 088-687-6572	
	E-mail	
森田美佐	高知大学教育学部	高知
	〒780-8520 高知市曙町2丁目5番1号	
	TEL・FAX 088-844-8421	
	E-mail	

## (社)日本家政学会中国・四国支部 機関幹事名簿(平成22年度)

番号	大学名	機関幹事	E-mail	正会員数
1	鳥取短期大学	野津和功		6
2	島根県立大学短期大学部	藤居由香		3
3	島根大学教育学部	高橋哲也		4
4	宇部フロンティア大学短期大学部	中村敦子		6
5	山口県立大学	松尾量子		7
6	山口大学教育学部	山本善積		7
7	鈴峯女子短期大学	岡本洋子		1
8	比治山大学短期大学部	枝廣瑤子		3
9	広島女学院大学生生活科学部	小野育雄		7
10	県立広島大学	西田信男		10
11	広島大学教育学部	鈴木明子		12
12	広島文化学園大学・短期大学	今井裕子		8
13	広島文教女子大学	木村留美		3
14	福山大学生命栄養科学科	木村安美		3
15	福山市立女子短期大学	山本百合子		9
16	安田女子大学	大下市子		8
17	岡山県立大学保健福祉学部	山下広美		3
18	岡山学院大学	松下 至		2
19	岡山大学教育学部	イ キョンウオン 李 璟媛		6
20	川崎医療福祉大学	長野隆男		4
21	くらしき作陽大学	大野婦美子		6
22	山陽学園短期大学	隈元美貴子		2
23	就実短期大学	岡本己恵子		3
24	中国学園大学・中国短期大学	宇野保子		4
25	ノートルダム清心女子大学	國本あゆみ		7
26	美作大学・同短期大学部	小山京子		5
27	香川短期大学	能登原英代		4
28	香川大学教育学部	加藤みゆき		6
29	愛媛大学教育学部	金子省子		7
30	松山東雲短期大学	大塚暢幸		11
31	高知学園短期大学	小西文子		2
32	高知女子大学生生活科学部	川口順子		7
33	高知大学教育学部	田村和子		4
34	四国大学生生活科学部・短期大学部	植田和美		16
35	徳島文理大学人間生活学部・短期大学部	松下純子		10
36	鳴門教育大学学校教育学部	キムジョンギョん 金 貞均		7

## (社) 日本家政学会中国・四国支部規約 新旧対照表

旧	新																								
<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部規約</p> <p>本支部規約は、(社) 日本家政学会定款を基にして定める。</p> <p>(名称) 第1条 本支部は、(社) 日本家政学会中国・四国支部と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 研究発表会の開催 (2) 講演会、講習会の開催 (3) その他必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。</p> <p>(事務所) 第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。</p> <p>(役員) 第6条 本支部に次の役員を置く。  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>常任幹事</td><td>11名</td></tr> <tr><td>機関幹事</td><td>45～55名</td></tr> <tr><td>庶務幹事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>会計幹事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table> </p> <p>(役員を選出) 第7条 支部役員を選出は、次によって行う。 (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受けなければならない。 (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受けなければならない。 (3) 機関幹事は、各機関において選出する。</p>	支部長	1名	常任幹事	11名	機関幹事	45～55名	庶務幹事	1～2名	会計幹事	1～2名	監事	2名	<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部規約</p> <p>本支部規約は、(社) 日本家政学会定款を基にして定める。</p> <p>(名称) 第1条 本支部は、(社) 日本家政学会中国・四国支部と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 研究発表会の開催 (2) 講演会、講習会の開催 (3) その他必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。</p> <p>(事務所) 第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。</p> <p>(役員) 第6条 本支部に次の役員を置く。  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>常任幹事</td><td>11名</td></tr> <tr><td>機関幹事</td><td>30～40名</td></tr> <tr><td>庶務幹事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>会計幹事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table> </p> <p>(役員を選出) 第7条 支部役員を選出は、次によって行う。 (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。 (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。 (3) 機関幹事は、各機関において選出する。</p>	支部長	1名	常任幹事	11名	機関幹事	30～40名	庶務幹事	1～2名	会計幹事	1～2名	監事	2名
支部長	1名																								
常任幹事	11名																								
機関幹事	45～55名																								
庶務幹事	1～2名																								
会計幹事	1～2名																								
監事	2名																								
支部長	1名																								
常任幹事	11名																								
機関幹事	30～40名																								
庶務幹事	1～2名																								
会計幹事	1～2名																								
監事	2名																								

旧

新

(役員の職務)  
 第 8 条 支部役員の職務は、次のとおりとする。  
 (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。  
 (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。  
 (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。  
 (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。  
 (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。  
 (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の任期)  
 第 9 条 支部役員の任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。  
 2 支部役員が任期途中で交替する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)  
 第 10 条 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。  
 2 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が召集し、支部長が議長となる。

(会計)  
 第 11 条 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。  
 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規程の改正)  
 第 12 条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則  
 この規約は、昭和57年5月23日から施行する。  
 2. 改正 昭和59年5月27日  
 平成11年10月3日  
 平成16年10月3日  
 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

(役員の職務)  
 第 8 条 支部役員の職務は、次のとおりとする。  
 (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。  
 (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。  
 (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。  
 (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。  
 (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。  
 (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の任期)  
 第 9 条 1. 支部役員の任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。  
 2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)  
 第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)  
 第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。  
 2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)  
 第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。  
 2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)  
 第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)  
 第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程の改正)  
 第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則  
 1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。  
 2. 改正 昭和59年 5月27日  
 平成11年10月 3日  
 平成16年10月 3日  
 平成22年10月10日  
 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

## 資料 5

### (社) 日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
  - 1) 支部長
    - (1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
    - (2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
    - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
  - 2) 常任幹事  
常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
  - 3) 機関幹事  
機関幹事は、原則として、学会会員3名以上を有する機関において1名選出する。
  - 4) 庶務幹事、会計幹事  
庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
  - 5) 監事  
監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事被選挙人の選出は、次のとおりとする。
  - (1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、理事被選挙人候補者を推薦する。
  - (2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して正会員の投票に基づいて、理事被選挙人候補者の中から5名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
  - (3) 選出の方法は、別に定める「理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ」による。
  - (4) 選挙管理委員会は、理事被選挙人選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員候補者の選出は、次のとおりとする。
  - (1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、代議員候補者7名を推薦する。
  - (2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して正会員の投票に基づいて、代議員候補者の中から7名を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
  - (3) 選出の方法は、別に定める「代議員候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
  - (4) 選挙管理委員会は、代議員候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
  - 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
  - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
  - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

5. 代議員の任務は、総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。

#### 申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。
2. 理事被選挙人は、代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）を1期以上経験し、且つ支部役員を2期以上経験した者の中から5名を選出する。
3. 同一人が支部長、理事被選挙人及び代議員候補者の複数に選出された場合の優先順位は、支部長、理事被選挙人、代議員候補者とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
6. 機関幹事は、新年度当初（4月中）に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。

施行 昭和57年5月23日

改定 昭和58年5月29日

昭和61年10月12日

昭和63年10月9日

平成11年10月3日

平成13年9月22日

平成14年10月6日



(社) 日本家政学会中国・四国支部理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ

1. 理事被選挙人の選出について

(社) 日本家政学会役員選出規程第7条に基づき、支部会員数を基に按分比例により算出された理事被選挙人選出数5名を選出する。

2. 選出の方法について

1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）を1期以上経験し、且つ支部役員を2期以上経験した者を候補者として推薦する。

2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事被選挙人を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、下記の例にならって定める。

(社) 日本家政学会中国・四国支部代議員候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 代議員候補者の選出について  
(社) 日本家政学会代議員及び支部長等選出規程第 2 条に基づき,支部会員数を基に按分比例により算出された代議員選出数 7 名を選出する.
2. 選出の方法について
  - 1) 常任幹事会は,本支部正会員の中から,年齢層,専門分野,地域(県,中国地方,四国地方)等を考慮して候補者 7 名を推薦する.
  - 2) 本支部正会員は,投票要領に基づいて投票し,代議員候補者を選出する.
3. 投票要領について  
投票の都度,下記の例にならって定める.

## (社)日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当校一覧表

平成22年9月19日現在

回	年次	担当県	会 場	担当校
発会式	昭29	広島	広島大	広島大
1	30	山口	山口女短大	山口女短大
2	30	高知	高知女大	高知女大・高知大
3	31	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
4	32	徳島	徳島大	徳島大
5	33	岡山	岡山大	岡山大
6	34	愛媛	愛媛大	愛媛大
7	35	広島	広島女大	広島女大・広島女学院大短大
8	36	鳥取	鳥取大	鳥取大
9	37	香川	香川大	香川大
10	38	山口	山口大	山口大・山口女短大・宇部短大
11	39	高知	高知女大	高知女大
12	40	岡山	ノートルダム清心女大	ノートルダム清心女大・他5大学
13	41	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
14	42	徳島	徳島女大・四国女大	徳島女大・四国女大・徳島大
15	43	広島	広島文化女短大	広島文化女短大
16	44	愛媛	松山東雲短大	松山東雲短大
17	45	山口	宇部短大	宇部短大・山口大・山口女短大
18	46	岡山	美作女大	美作女大
19	47	香川	香川県明善短大	香川県明善短大 他
20	48	広島	広島女学院大短大	広島女学院大短大・大下学園女短大・比治山女短大
21	49	広島	広島大教育(福山)	広島大教育(福山)
22	50	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
23	51	鳥取	鳥取市福祉文化会館	鳥取大・鳥取女短大
24	52	岡山	岡山大	岡山大
25	53	徳島	徳島県郷土文化会館	四国女大・徳島大・徳島文理大
26	54	広島	広島大学学校教育	広島大学学校教育・鈴峯女短大
27	55	愛媛	聖カクレ女短大	聖カクレ女短大・愛媛大・松山東雲短大・今治明德短大
28	56	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
29	57	山口	山口女大	山口女大・山口大・宇部短大
30	58	香川	上戸学園女短大	上戸学園女短大・香川大・香川県明善短大・香川短大
31	59	岡山	中国短大	岡山県下全大学(30周年記念)
32	60	広島	安田女短大	安田女短大・文教女大短大・山陽女短大
33	61	高知	高知女大	高知女大・高知学園短大・高知大
34	62	鳥取	鳥取大	鳥取大・鳥取女短大
35	63	愛媛	愛媛大	愛媛大・松山東雲短大・聖カクレ女短大・今治明德短大
36	平1	岡山	岡山女短大	岡山女短大・神戸女大瀬戸短大・山陽学園短大
37	2	徳島	徳島県郷土文化会館	徳島大・四国女大・徳島文理大・鳴門教育大
38	3	広島	福山市立女短大	福山市立女短大
39	4	山口	山口大	山口大
40	5	岡山	就実短大	就実短大

総会・研究発表会担当校一覧(続き)

回	年次	担当県	会 場	担当校
41	6	香川	香川短大	香川大教, 農・香川短大・香川県明善短大・瀬戸内短大
42	7	島根	島根県立女短大	島根県立女短大・島根大
43	8	愛媛	松山東雲女大・短大	松山東雲女大短大・今治明德短大・愛媛大・聖カトリック女短大
44	9	広島	広島大	広島大教育・広島大学校教育
45	10	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
46	11	徳島	徳島文理大・四国大	徳島大・徳島文理大・四国大
47	12	岡山	山陽学園短大	山陽学園短大
48	13	山口	宇部短大	宇部短大
49	14	鳥取	鳥取短大	鳥取短大・鳥取大
50	15	広島	県立広島女子大	県立広島女子大
51	16	香川	香川大学教育学部	香川大学農学部
52	17	愛媛	聖カタリナ大学	愛媛大・聖カトリック大短大部・松山東雲大・松山東雲短大
53	18	岡山	岡山大	岡山大・ノートルダム清心女子大・美作大・同短期大学部
54	19	島根	松江テルサ	島根県立大短大・島根大
55	20	広島	安田女子大学	安田女子大学・比治山大学短期大学部
56	21	高知	高知会館	高知女子大学・高知大学・高知学園短期大学
57	22	山口	山口県立大学	山口県立大学・山口大学・宇部フロンティア大学短期大学部
58	23	徳島	鳴門教育大学	鳴門教育大学他
59	24	岡山		
60	25	香川		



## 支部総会・研究発表会担当県の割当方式

昭和 59 年 4 月 1 日

県名	会員大学数	担当頻度
広島	12	6年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	5	9年間に1回担当
香川	4	〃
愛媛	4	〃
徳島	3	12年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	2	14年間に1回担当
島根	2	〃
計	45	

この方式によれば、42年間に41回担当県を決めることができる。

資料11

県	機関数	正会員数
鳥取	1	6
島根	2	7
山口	3	20
広島	10	64
岡山	10	42
香川	2	10
愛媛	2	18
高知	3	13
徳島	3	33
計	36	213

	回	年度	直前回	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80		
	機関数	年度	直前回	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45		
広島	10	1/5	55							●						○					○					○						○					
岡山	10	1/5	59											●					○					○					○						○		
香川・愛媛	2+2=4	1/7	56*				○				●				○			○							○									○			
鳥取・島根	1+2=3	1/10	52**	○			●		○								○									○											
山口	3	1/10	57									●												○											○		
徳島	3	1/10	58										●											○												○	
高知	3	1/10	56								●														○											○	

33/35 \* 56=(52+60)/2  
 \*\*52=(49+54)/2

Sent: Thursday, February 25, 2010 8:06 PM

Subject: 常任幹事のみなさまへのご相談

今年の支部大会開催県であるの山口県の支部大会実行委員会から、下記の相談がありました。

\*\*\*\*\*

1. 参加費について

開催地が山口であるということで、交通費の関係から参加者が少なくなることが話題となり、参加費等を安く設定するのはどうかという意見がでました。

従来支部大会への参加費は、正会員1500円、学生会員300円、非会員2000円、要旨集代1000円と設定されていましたが、例えば正会員500円、学生会員、非会員については0円、要旨集500円とすることは可能でしょうか？

昨今の経済状況から学生会員からの参加費を徴収するのは難しいのではという意見もありました。また隣接領域の方をお誘いし参加してもらうことで、家政学会の広報にもなるという意見もありました。

2. 研究発表について

研究発表については、従来演者は正会員あるいは学生会員に限るということになっていましたが、共同研究においては、演者は非会員でも発表できるようにするというのは可能でしょうか？ 大学院生等の場合には、入会は経済的な負担を伴いますので、とりあえず発表できる場を作ることで、将来の会員増にもつながるのではという理由です。

実行委員会としては、できるだけ参加者を増やし、活気ある大会にしたいという考えから、以上をご相談申し上げます。

\*\*\*\*\*

重要な内容の相談なので、常任幹事のみなさまにご相談させていただきたいと考えました。

支部長として、ご提案の趣旨である参加者を増やし活気ある大会にしたいという考えは、この提案のメリットとして理解できます。

まず、1. 参加費について、会計幹事に会計的なことを確認したところ、支部から大会校への補助金を増やすわけではないので、この案で赤字にならないのであれば、実行不可能な案というわけではないということでした。



しかし、庶務幹事、会計幹事を含めこの提案について考えたのですが、いったんこの案を認めると、山口の次の大会以降の参加費の決定にも大きな影響を及ぼすであろうと思います。山口大会の参加費は前例としない、ということでこの案を認めたとしても、やはり、山口の次の大会以降で、参加費を現状に戻すと、それは、支部会員からは参加費の値上げと受け取られてしまう可能性は否定できません。

したがって、支部長としては、現時点で急いでこの案を認めることに否定的な考えをもっています。

2. の非会員を演者にすることについては、以前からそのような議論はあったように記憶しています。そして、これは、1. の非会員の参加費を無料にすることとも連動していると思います。

たしかに、この点は議論の余地はあると思うのですが、なぜ、そのようになっていないかという理由の一つは、学会本部の全国大会の方針にあわせているということです。ご存じのとおり、全国大会では発表演者は会員（正会員・学生会員）に限定され、非会員は発表できません。非会員が共同発表者になるためには登録料が必要で、このほかに大会に参加する場合は参加費（正会員より高い）が必要です。

学会理事会でもこの点が話題になるのですが、変更にはいたっていません。そして、このようなことについて、支部と本部とで違いがあってもいいかどうかは本部に確認する必要があると思います。

（この点については後日の理事会で確認したところ、本部と支部とで違いがあってもかまわないとのことでした）

以上のことから、支部長としては、今回の実行委員会からのせっかくのご提案ですが、1. 2. とともに現時点では認められない、という回答をするということを原案と考えました。

ただし、重要な問題なので、今回の回答は回答として、常任幹事会の議題にして、もう少し時間をかけて検討することにしたいとも考えています。